

館 林 市
新型インフルエンザ等対策
行 動 計 画

平成27年2月

(平成28年4月改訂)

(平成31年4月改訂)

(令和 4年4月改訂)

目 次

I はじめに

1 基本的事項	1
(1) 対策の推進	1
(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2 計画策定の経緯	2
(1) これまでの経緯	2
(2) 館林市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定	2

II 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的	4
2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	4
3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	5
(1) 基本的人権の尊重	5
(2) 危機管理としての特措法の性格	5
(3) 関係機関相互の連携協力の確保	6
(4) 記録の作成・保存	6
4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	7
(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	7
(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響	8
5 対策推進のための役割分担	8
(1) 国の役割	8
(2) 地方自治体の役割	9
(3) 医療機関の役割	9
(4) 指定（地方）公共機関の役割	10
(5) 登録事業者の役割	10
(6) 一般の事業者の役割	10
(7) 住民の役割	10
6 行動計画の主要項目	11
(1) 実施体制	11
(2) 情報提供・共有	14
(3) まん延防止に関する措置	14
(4) 予防接種	15
(5) 住民生活及び地域経済の安定確保	18

7 発生段階	18
--------	----

III 各段階における対策

1 未発生期	20
(1) 実施体制	20
(2) 情報提供・共有	21
(3) まん延防止に関する措置	21
(4) 予防接種	21
(5) 住民生活及び地域経済の安定確保	22
2 海外発生期	23
(1) 実施体制	23
(2) 情報提供・共有	23
(3) まん延防止に関する措置	24
(4) 予防接種	24
(5) 住民生活及び地域経済の安定確保	24
3 国内発生早期	25
(1) 実施体制	25
(2) 情報提供・共有	26
(3) まん延防止に関する措置	26
(4) 予防接種	26
(5) 住民生活及び地域経済の安定確保	27
4 国内感染期	28
(1) 実施体制	29
(2) 情報提供・共有	29
(3) まん延防止に関する措置	29
(4) 予防接種	29
(5) 住民生活及び地域経済の安定確保	29
5 小康期	31
(1) 実施体制	31
(2) 情報提供・共有	31
(3) まん延防止に関する措置	32
(4) 予防接種	32
(5) 住民生活及び地域経済の安定確保	32
添付1	33
添付2	41

I はじめに

1 基本的事項

(1) 対策の推進

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

新型インフルエンザの発生を阻止することは不可能であり、発生時期を正確に予知することも困難である。また、発生した場合には、交通手段の発達した現代では、非常に短期間で世界的大流行となる可能性が高いことを踏まえると、発生前の現段階から対策を推進する必要がある。

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、「国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

なお、特措法の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

2 計画策定の経緯

(1) これまでの経緯

新型インフルエンザは、およそ10年から40年の周期で発生している。20世紀では、1918年（大正7年）に発生したスペインインフルエンザの大流行が最大で、世界中で約4千万人が死亡したと推定されており、我が国でも約39万人が死亡したとされている。また、1957年（昭和32年）にはアジアインフルエンザ、1968年（昭和43年）には香港インフルエンザがそれぞれ発生しており、医療提供機能の低下をはじめ、社会機能や経済活動における様々な混乱が記録されている。

近年、東南アジアなどを中心に鳥の間で高病原性の鳥インフルエンザ（H5N1）が流行しており、このインフルエンザウイルスが人に感染し、死亡する例も報告されている。このような鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスが変異することにより、人から人へ効率よく感染する能力を獲得して強い病原性を示す新型インフルエンザが発生することが懸念されている。

2009年（平成21年）4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、国内でも発生後1年余で約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人、死亡率は0.16（人口10万対）と諸外国と比較して低い水準にとどまった。この経験を通じて、病原性が低い場合の対応や実際の現場での運用等について、多くの貴重な知見や教訓が得られた。

また、国では、病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、2012年（平成24年）5月に、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法を制定するに至った。

2013年（平成25年）3月には、中国等において鳥インフルエンザ（A/H7N9）の人への感染が発生するなど、病原性の高い新型インフルエンザ等発生の可能性に変わりはなく、そのような新型インフルエンザ等が発生した場合でも対応できるよう十分な準備を進める必要がある。

(2) 館林市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

特措法第6条に基づき、国では、平成25年6月に「新型インフルエンザ等政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を定めた。また、特措法第7条に基づき、群馬県（以下「県」という。）は、平成25年12月に群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を定めた。

こうした中、本市においても、特措法第8条に基づき、館林市新型インフルエンザ等

対策行動計画（以下「本行動計画」という。）を策定するものである。

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染を主体とする感染経路など、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。新型インフルエンザが発生していない現時点では、新型インフルエンザウイルスの病原性・感染力等については分かっておらず、様々な場合が想定される。

本行動計画は、こうした多様な新型インフルエンザに対応することを想定して策定するものである。対象とする新型インフルエンザが多様であるため、その対策も多様である。新型インフルエンザ発生早期には、病原性・感染力等に関する情報が不明・不確かである場合が多いことから、病原性・感染力等が高い場合を想定した対応が求められる。

このため、本行動計画においては、病原性・感染力等が高い場合にも対応できる強力な措置を含めて、様々な状況に応じることができるように、対策の選択肢を示す。

新型インフルエンザ発生の際には、病原性・感染力等に関する情報が得られ次第、その程度に応じた適切な対策へと切り替えを行うこととする。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があり、本行動計画の対象感染症とする。

今後も、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、また、新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、適時適切に本行動計画の変更を行うものとする。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的

世界中のどこかで新型インフルエンザが発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、住民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。また、新型インフルエンザの発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、多くの者が罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- 1) 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。
 - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 2) 住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
 - ・業務継続計画等に基づき、住民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

国の示した基本的対処方針等を原則とするとともに、政府行動計画・県行動計画等を

踏まえ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。なお、具体的な対策については、Ⅲにおいて、発生段階ごとに記載する。

- 発生前の段階では、住民に対する啓発や防護服等の備蓄など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということ为前提として対策を策定することが必要である。
- 国内の発生当初の段階では、住民に対する予防接種を開始するなど、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- 国内で感染が拡大した段階では、県等と連携して住民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、市町村又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え又はその発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、住民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、住民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざま

な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

館林市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、群馬県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）・現地対策本部等と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、市対策本部長は、必要に応じて、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(4) 記録の作成・保存

市は、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念される。

本行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るが、本行動計画では、政府行動計画及び県行動計画を参考として健康被害を想定した。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象とされたところである。そのため新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

被害想定（人口の25%が罹患し、流行が8週間続くと想定）

	全国	群馬県	館林市
医療機関 受診者数	約1,300万人～ 約2,500万人	約264,000人	約10,300人
入院患者数	中等度：約53万人(上限) 重度：約200万人(上限)	約6,700人	約260人
死亡者数	中等度：約17万人(上限) 重度：約64万人(上限)	約1,700人	約70人
最大入院 患者数(1日)	中等度：10.1万人(上限) 重度：約39.9万人(上限)	約1,600人	約60人

※群馬県及び本市については、アジアインフルエンザ並の中等度を想定した数値。国においては、中等度～重度（スペインインフルエンザ並）を想定した数値。

※本市の被害は、群馬県想定のおよそ3.9%程度として想定。

※流行が8週間続くと仮定すると、市内1日あたりの最大入院患者数(中等度)は約60人(流行発生から5週目)と推計された。同じく、死亡者数の推計は、約70人(中等度)であるが、最も被害の大きかったスペインインフルエンザの致命率2.0%を当てはめると、死亡者数の県内の上限は約1万人、本市では約390人となる。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、政府行動計画では、以下のような影響を一つの例として想定している。

- ・国民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。
- ・ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等は社会全体に影響を及ぼすものであり、その対策においては、国、地方公共団体、医療機関、指定(地方)公共機関、登録事業者、一般の事業者、住民がそれぞれ重要な役割を担っている。それぞれの役割については、政府行動計画の記載内容を踏まえて以下に示す。

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関（※1）は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

※1 指定行政機関は、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、検疫所、国立感染症研究所、農林水産省、動物検疫所、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省。

（2）地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【都道府県】

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

【市町村】

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都道府県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

なお、保健所を設置する市については、感染症法においては、地域医療体制の確保やまん延防止に關し、都道府県に準じた役割を果たすことが求められ、都道府県と保健所を設置する市（以下「都道府県等」という。）は、地域における医療体制の確保等に關する協議を行い、発生前から連携を図っておく。

（3）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じ、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

なお、邑楽館林医療企業団が運営する公立館林厚生病院については、新型インフルエンザ等発生に対し、第二種感染症指定医療機関として県行動計画等に基づき対応することとなる。また、市は必要に応じて同院との連携を図りながら対策の実施等を図る。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(6) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(7) 住民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用（※2）・咳エチケット・手洗い・うがい（※3）・口腔ケア（※4）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など、実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

※2 患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。

※3 うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていない。

※4 口腔内を丁寧に歯磨きし、舌や口腔粘膜あるいは義歯を清掃することによりインフルエンザの予防効果があるとする報告もあるが、科学的根拠は未だ確立されていない。

6 行動計画の主要項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護すること」及び「住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) 情報提供・共有」、「(3) まん延防止に関する措置」、「(4) 予防接種」、「(5) 住民生活及び地域経済の安定確保」の5項目に分けて立案している。項目ごとの対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおり。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の住民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、国、地方公共団体、事業者が相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められる。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、館林市新型インフルエンザ等対策会議（以下「市対策会議」という。）を開催して、庁内各部局間の情報の共有と、連携体制の確保を図る。

各部局は、相互に連携を図りつつ、行動計画を実施するために必要な措置を講ずるとともに、新型インフルエンザ等の発生時において重要業務を継続する体制を整える。

新型インフルエンザ等が発生したときは、市対策会議での各部局間の情報共有等を図りつつ、庁内一体となった対策を強力に推進するため、状況に応じて任意に市対策本部を設置し、庁内一体となった対策を強力に推進する。

なお、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められ、特措法に基づき、政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。※5）を行った場合は、速やかに市対策本部を設置するとともに、その内容に応じた必要な措置を講ずる。

※5 新型インフルエンザ等緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示されることとなる。

①館林市新型インフルエンザ等対策本部

【構成】

- ・本部長 市長
- ・副本部長 副市長、教育長
- ・本部員 各部長・教育次長・議会議務局長・館林地区消防組合消防長（又はその指名する消防吏員）・こども局長・その他市職員のうち市長が任命する者

【所管事項】

次の事項を所管し、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する

- ・市内発生に備えた総合的な対策に関すること。
- ・市内発生時の危機及び健康被害対策に関すること。
- ・市内発生時の危機対策の実施に関すること。
- ・関係機関等の連絡調整に関すること。
- ・その他必要とする事項

②館林市新型インフルエンザ等対策会議

【構成】

- ・委員長 保健福祉部長
- ・副委員長 総務部長
- ・委員 秘書課長・企画課長・財政課長・行政課長・安全安心課長・人事課長・市民協働課長・市民課長・社会福祉課長・高齢者支援課長・介護保険課長・健康推進課長・子育て支援課長・こども課長・産業政策課長・商工課長・都市計画課長・教育総務課長・生涯学習課長・学校教育課長・スポーツ振興課長

【所管事項】

- ・市対策本部の会議の議案等に係る検討
- ・市対策本部が決定した新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施
- ・平常時における新型インフルエンザ等の取組に対する情報及び意見の交換

新型インフルエンザ等対策に係る主な担当部局

項目	主な担当部局
(1) 実施体制	
○市対策本部	総務部（安全安心課）・保健福祉部（健康推進課）
○市対策会議	総務部（安全安心課）・保健福祉部（健康推進課）
(2) 情報提供・共有	
○情報提供等	政策企画部（秘書課）・総務部（安全安心課）・保健福祉部（健康推進課）
○相談窓口の開設	市民環境部（市民協働課）・保健福祉部（社会福祉課・健康推進課）
(3) まん延防止に関する措置	
○感染対策の普及等	政策企画部（秘書課）・総務部（安全安心課）・保健福祉部（社会福祉課・高齢者支援課・介護保険課・健康推進課・こども局こども課）・教育委員会（学校教育課）
(4) 予防接種	
○特定接種の実施	保健福祉部（健康推進課）
○住民接種の実施	保健福祉部（健康推進課）
(5) 住民生活及び地域経済の安定確保	
○業務継続計画	政策企画部（企画課）・総務部（人事課）
○要援護者支援等 ・障がい者・高齢者・在宅療養患者等支援 ・食料品等の確保、配分・配布等の実施 ・医療用品（防護具等）の備蓄	総務部（安全安心課）・保健福祉部（社会福祉課・高齢者支援課・健康推進課・こども局子育て支援課）
○遺体の火葬・安置	政策企画部（企画課・財政課）・総務部（人事課）・市民環境部（市民課）・保健福祉部（健康推進課）・教育委員会（教育総務課・生涯学習課・学校教育課・スポーツ振興課）
○生活関連物資等の価格の安定等	市民環境部（市民協働課）・経済部（商工課）

※上記以外の部局については新型インフルエンザ等発生時における流動体制に協力を図る。

(2) 情報提供・共有

新型インフルエンザ等の発生時に、対策を円滑に推進するためには、市や県、医療機関、事業者、市民などの各主体が、各々の役割を認識し、正確な情報に基づき適切に行動しなければならない。こうしたことから、各段階において必要な情報を提供し、関係機関と情報を共有する必要がある。

新型インフルエンザ等の発生前においては、発生時に住民が納得して、判断・行動してもらううえで必要との観点から、新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止に関するさまざまな調査研究などの結果などについて、情報提供することが重要である。特に児童生徒に対しては、学校での集団感染など地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧な情報提供を行う。

新型インフルエンザ等の発生時においては、国内外の発生の状況、対策の内容・理由、対策の実施主体等を明確にしながら、迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

また、情報提供の方法やその受け取り方は様々であることが考えられるため、外国人や障がい者など情報が行き届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のための手段を検討し、即時性の高いインターネットなどを利用した様々な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行わなければならない。ただし、情報を公表する際には、個人情報の保護に十分留意することとする。

なお、住民から寄せられる新型インフルエンザ等に関する相談については、群馬県からの要請を受けてコールセンター等の相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し対応する。

(3) まん延防止に関する措置

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。

個人における対策については、国内における発生の初期段階から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、口腔ケア、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出を自粛するよう促す。

また、集団対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、学校等における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

(4) 予防接種

(ア) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なる「プレパンデミックワクチン」と「パンデミックワクチン」の2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(イ) 特定接種

a) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。国では、特定接種の対象となり得る者は、

①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

として基本的な考え方を整理している。（※添付1参照）

危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

b) 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となっている。

(ウ) 住民接種

a) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

A 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者（基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成21年（2009年）のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状等を踏まえ、発生時に基準が示される。）

- ・妊婦

B 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

C 成人・若年者

D 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ政府対策本部が決定する。

【重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方】

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

【我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方】

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

【重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方】

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

b) 住民接種の接種体制

住民接種については、市町村を実施主体として、集団的接種等により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

(エ) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、政府対策本部において、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断し、決定される。

(オ) 医療関係者に対する要請

予防接種を行うため必要があると認めるとき、国及び県は医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行う。

(5) 住民生活及び地域経済の安定確保

新型インフルエンザは、多くの住民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くとされている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、住民の生活及び経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、国、県、市、医療機関、登録事業者及び一般事業者は、特措法に基づき、事前に十分準備を行うことが重要である。

7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

本行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類するとともに、県内の発生段階も、「県内未発生期」、「県内発生早期」、「県内感染期」と発生段階を分類し、対策を整理した。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策について、柔軟に対応する必要があることから、県内の発生段階の移行は、必要に応じて国と協議のうえ県が判断し、市は行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。

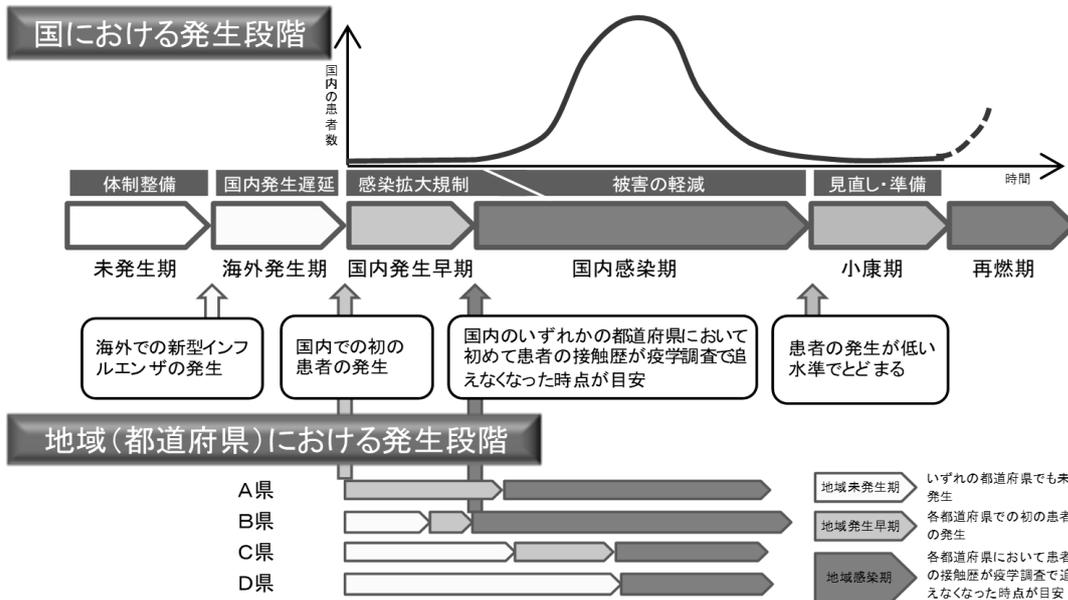
次に、国の発生段階と県内における発生段階をあわせて示す。なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がなされた場合には、対策の内容も変化するというように留意が必要である。

<国内の発生段階と県内の発生段階の関係>

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 県内においては、以下のいずれかの発生段階 ・ 県内未発生期（県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・ 県内発生早期（県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 県内においては、以下のいずれかの発生段階 ・ 県内未発生期（県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・ 県内発生早期（県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・ 県内感染期（県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

<発生段階のイメージ>

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



Ⅲ 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、予想される状況と対策の目標、対策の考え方、更に各主要項目について市としての対策を記載する。

但し、新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから段階はあくまでも目安とし、国が政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等発生時に作成する「基本的対処方針」等を踏まえつつ、必要な対策を柔軟に選択して実施する。また、対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、国が示すガイドライン等を参考にして決定することとする。

なお、発生段階ごとの対策の概要を別添2に示す。

1 未発生期

予想される状況	<ul style="list-style-type: none">・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
対策の目標	<ul style="list-style-type: none">・ 発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none">・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、国、県、医療機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、住民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

- ・ 市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画を踏まえて、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画等の策定を行う。また、必要に応じて見直しを図る。
- ・ 市は、市対策会議を通じて庁内各部署の役割を確認し、庁内各部署間の連携を確立する。
- ・ 市は、県等関係機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から

の情報交換、連携体制の確認等を実施する。

(2) 情報提供・共有

- ・市は、発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国・県が発信する情報を入手することに努める。
- ・市は、新型インフルエンザ等発生時に、住民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。
- ・市公式ホームページ等を通じて新型インフルエンザに関する情報を緊急に発信できる体制とともに、一元的な情報提供を行うために情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。
- ・市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ・市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県等とメールや電話等を活用して、緊急に連絡調整を図ることができる体制を構築する。

(3) まん延防止に関する措置

- ・市は、住民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、口腔ケア、人混みを避けること等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えるといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

(4) 予防接種

○特定接種

- ・市は、登録事業者の登録業務について、必要に応じて国・県に協力する。
- ・市は、国の要請に基づき、特定接種の対象となり得る地方公務員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制の構築を図る。

○住民接種

- ・市は、国・県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。
- ・市は、円滑な接種の実施のために、国及び県による技術的な支援のもと、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
- ・市は、速やかに接種することができるよう、医師会、関係事業者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について、国の示す接種体制の具体的なモデルに基づき準備を進めるよ

う努める。

(5) 住民生活及び地域経済の安定確保

○業務継続計画

- ・市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、市の業務継続計画を定める。

○要援護者支援

- ・市は、県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県からの要請に対応し、要援護者の把握とともにその具体的手続きを定める。

○物資及び資材の備蓄

- ・市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄、施設の整備等を行うとともに、自宅で療養する新型インフルエンザ等の患者を見回るために必要なマスク・防護服等、必要な物品についても備蓄を行う。

○遺体の火葬・安置

- ・市は、国・県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

2 海外発生期

予想される状況	<ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
対策の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・県（国）内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 ・対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 ・海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、住民等に準備を促す。 ・住民生活及び地域経済の安定のための準備や、予防接種の接種体制整備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

- ・市は、市対策会議を中心とした全庁的な連絡調整体制を整えるとともに、必要に応じて会議を開催し、情報の共有及び対策の協議等を行う。

(2) 情報提供・共有

- ・市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、国及び県等が発信する情報を入手し、必要な情報を市公式ホームページや電子メール等を通じて速やかに住民へ提供するよう努める。
- ・市は、県からの要請に基づいて、住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。
- ・相談窓口については、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容についても対応できる体制について検討する。
- ・市は、住民から相談窓口寄せられる問い合わせ内容を踏まえて、住民がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。
- ・市は、情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等の情報弱者に対しても受取手に応じた情報提供手段を講じる。

(3) まん延防止に関する措置

- ・市は、市公式ホームページや電子メール等を通じて、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

(4) 予防接種

○特定接種

- ・市は、国・県と連携し、新型インフルエンザ等の対策等に従事する地方公務員に対し、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。
- ・市は、国・県と連携し、基本的対処方針を踏まえ、登録事業者に対する特定接種の実施に協力する。

○住民接種

- ・市は、県の要請に基づき、住民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として具体的な接種体制の構築の準備を進める。

(5) 住民生活及び地域経済の安定確保

○業務継続計画

- ・市は、県内発生時に備え、業務継続のための準備を開始する。

○遺体の火葬・安置

- ・市は、県の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

3 国内発生早期

<p>予想される状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 ・県内においては、以下の段階が想定される。 (県内未発生期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 (県内発生早期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
<p>対策の目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内での感染拡大をできる限り抑える。 ・患者に適切な医療を提供する。 ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。
<p>対策の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言が行われた際は、積極的な感染対策等をとる。 ・医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、住民への積極的な情報提供を行う。 ・国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外の情報も含めて情報収集に努める。 ・国内感染期への移行に備えて、住民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

(県内未発生期～県内発生早期)

- ・市は、市対策会議を開催し、今後の対策・措置や具体的な取組みを準備する。
- ・市は、状況に応じて任意に市対策本部を設置し、庁内一体となった対策を強力に推進する。

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

- ・市は、速やかに市対策本部を設置する。

(2) 情報提供・共有

(県内未発生期～県内発生早期)

- ・市は、県からの要請に従い、国から配布されるQ & Aの改定版を受けて対応し、必要に応じて相談窓口の体制の充実・強化を行う。
- ・市は、住民に対して利用可能なあらゆる媒体を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等の情報を、できる限り早く、詳細に分かりやすく提供する。
- ・市は、住民から相談窓口寄せられる問い合わせ等を踏まえて、住民がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。
- ・市は、県が開催する説明会等を通じて、新型インフルエンザ等対策に関する情報交換・協議等を、県や県内市町村、関係機関と行う。

(3) まん延防止に関する措置

(県内未発生期)

- ・県は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に、感染対策を強化するよう要請し、市はこれに協力する。

(県内発生早期)

- ・県は、住民、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、口腔ケア、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨し、市はこれに協力する。
- ・県は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に対して要請し、市はこれに協力する。
- ・県は、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請し、市はこれに協力する。

(4) 予防接種

(県内発生早期)

○住民接種

- ・パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、市は、関係者の協力を得て、国が決定した接種順位に基づき、予防接種法第6条第3項に基づき接種(新臨時接種)を開始する。
- ・市及び県は、国の求めに基づき、接種に関する情報提供を開始する。
- ・市は、接種の実施にあたり、国・県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設の活用、あるいは医療機関への委託等により接種会場を確保し、原則として、

市内に居住する者を対象に集団的接種等を行う。

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

- ・市は、住民に対する予防接種について、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 住民生活及び地域経済の安定確保

(県内未発生期～県内発生早期)

○業務継続計画

- ・市は、必要に応じ、業務継続計画に基づき対応する。

○要援護者支援

- ・市は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、要援護者に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行う。
- ・市は、新型インフルエンザ等に罹患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合、国・県と連携し、要援護者支援（見回り・食事の提供・医療機関への移送）を実施する。

○遺体の火葬・安置

- ・市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携するなど、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

○生活関連物資等の価格の安定等

- ・市は、住民生活及び地域経済の安定のため、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国・県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、相談窓口等の充実を図る。

4 国内感染期

<p>予想される状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 ・県内においては、以下の段階が想定される。 <p>(県内未発生期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p> <p>(県内発生早期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p> <p>(県内感染期) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む)</p>
<p>県内感染期対策の目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康被害を最小限に抑える。 ・住民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。
<p>対策の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。 ・地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、県ごとに実施すべき対策の判断を行う。 ・状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 ・欠勤者の増大が予測されるが、住民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 ・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

※国内感染期の県内未発生期について

この段階において、県内において患者が発生していない場合、国内発生早期の県内未発生期の対応継続を原則とする。

(1) 実施体制

(県内発生早期～県内感染期)

- ・市は、国内感染期に入ったことにより国が決定した基本的対処方針を踏まえ、市対策会議、あるいは任意で市対策本部の会議を開催し、市としての基本的な方向性の確認及び具体的な対策の決定を行う。

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

- ・市は、速やかに市対策本部を設置する。
- ・新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合において、市は、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) 情報提供・共有

(県内発生早期～県内感染期)

- ・市は、国内発生早期の県内発生早期と同様の対応を引き続き行う。
- ・県は、県内感染期となった場合、それに伴い新型インフルエンザ等患者の診療体制が変更されたことを速やかに住民に周知し、市はこれに協力する。

(3) まん延防止に関する措置

(県内発生早期～県内感染期)

- ・市は、国内発生早期の県内発生早期と同様の対応を引き続き行う。

(4) 予防接種

(県内発生早期～県内感染期)

- ・市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

《緊急事態宣言がされている場合》

- ・市は、基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 住民生活及び地域経済の安定確保

(県内発生早期～県内感染期)

○業務継続計画

- ・市は、引き続き、必要に応じて業務継続計画に基づき対応する。

○要援護者支援

- ・市は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、引き続き、要援護者に対する食料品・

生活必需品等の確保、配分・配布等を行う。

- ・市は、新型インフルエンザ等に罹患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合、国・県と連携し、引き続き、要援護者支援（見回り・食事の提供・医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

○遺体の火葬・安置

- ・死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市は、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。また、遺体の保存作業のために必要とされる人員等も確保する。
- ・万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講じるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

《緊急事態宣言がされている場合》

○要援護者支援

- ・市は、県の要請を受け、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

○遺体の火葬・安置

- ・市は、国から県を通じて行われる火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け、対応する。
- ・市は、国から県を通じて行われる死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一次的に遺体を安置する施設等を確保する旨の要請を受け、対応する。
- ・国が埋葬及び火葬の手続きの特例を認めた場合には、これに基づいて対応する。

○生活関連物資等の価格の安定等

- ・市は、住民生活及び地域経済の安定のため、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国・県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ適切な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国・県と連携して適切な措置を講ずる。

5 小康期

予想される状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行は一旦終息している状況。
対策の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民生活・地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について住民に情報提供する。 ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

- ・ 市は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、状況に応じて市対策会議と、任意あるいは特措法に基づく市対策本部の会議を開催し、第二波に備えて必要な対策・措置や具体的な取組みを検討する。
- ・ 市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じて本行動計画等の見直しを行う。
- ・ 緊急事態解除宣言（※6）がなされた場合、市は速やかに市対策本部を廃止する。（任意で設置する場合は除く）

※6 緊急事態解除宣言：政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）をし、国会に報告する。

(2) 情報提供・共有

- ・ 市は、住民に対し、利用可能なあらゆる媒体等を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- ・ 市は、相談窓口寄せられた問い合わせ等の情報をとりまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。
- ・ 市は、第二波に備え、県や関係機関等とのリアルタイムな情報共有の体制を維持する。
- ・ 市は、状況を見ながら、県からの要請に基づいて相談窓口の体制を縮小する。

(3) まん延防止に関する措置

- ・市は、第二波に備えて、引き続きマスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、口腔ケア、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

(4) 予防接種

○住民接種

- ・市は、流行の第二波に備え、引き続き予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。

《 緊急事態宣言がされている場合の措置 》

○住民接種

- ・市は、流行の第二波に備え、国・県と連携し、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 住民生活及び地域経済の安定確保

○業務継続計画

- ・市は、引き続き、必要に応じて業務継続計画に基づき対応する。

○要援護者支援

- ・市は、新型インフルエンザ等に罹患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合、引き続き、国・県と連携し、要援護者支援（見回り・食事の提供・医療機関への移送）を実施する。

《 緊急事態宣言がされている場合の措置 》

○新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ・市は、国・県等と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

(添付1)

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患っていると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1: 介護・福祉型、B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、
B-4: 社会インフラ型、B-5: その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	財務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	総務省
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省、農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク、金融決済システム 金融商品取引所等、金融商品取引清算機関、振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPガスを含む）の供給	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
飲食料品 小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品 小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業、精穀・製粉業、パン・菓子製造業、レトルト食品製造業、冷凍食品製造業、めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	農林水産省
飲食料品 卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の 生活関連 サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小 売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	区分1	各府省庁

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	区分1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	県
都道府県対策本部の事務	区分1	県
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	市町村
市町村対策本部の事務	区分1	市町村
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	県
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	県・市町村
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	県・市町村
国会の運営	区分1	—
地方議会の運営	区分1	県・市町村
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分1	—

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分1 区分2	警察庁
救急 消火、救助等	区分1 区分2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分1 区分2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各府省庁

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

（1）の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

(添付2) 発生段階ごとの対策の概要1

	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (県内未発生期～県内発生早期)	国内感染期 (県内未発生期～県内発生早期～県内感染期)	小康期
(1) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画等の策定 ・各部局の役割確認 ・県等関係機関との連携体制の確認等 	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁的な連絡調整体制の確保及び情報共有・対策協議 	<p>(県内未発生期～県内発生早期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市対策会議を開催（今後の対策・措置や具体的な取組みを準備） ・状況に応じた市対策本部の設置（任意） <p>《緊急事態宣言がされている場合の措置》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・速やかな市対策本部の設置 	<p>(県内発生早期～県内感染期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市対策会議あるいは市対策本部（任意）の会議を開催し、市としての基本的な方向性を確認のうえ、具体的な対策を決定 <p>《緊急事態宣言がされている場合の措置》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・速やかな市対策本部の設置 ・状況に応じた特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本的対処方針の変更を踏まえ、状況に応じて市対策本部（任意の場合を含む）の会議を開催し、第二波に備えた対策・措置や具体的な取組みを検討 ・これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じて本行動計画等の見直しを実施 ・緊急事態解除宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を廃止
(2) 情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・提供体制の整備 ・相談窓口の設置準備 ・新型インフルエンザ等に関する基本情報等の継続的提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県等が発信する情報の入手及び必要な情報の速やかな提供 ・相談窓口の設置 	<p>(県内未発生期～県内発生早期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じた相談窓口の体制の充実・強化 ・国内外の発生状況・具体的な対策等の迅速・詳細な情報提供 ・住民の情報ニーズの把握と次の情報提供への反映 ・県や関係機関等との情報交換・協議 	<p>(県内発生早期～県内感染期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内発生早期の県内発生早期と同様の対応の継続 ・診療体制の変更周知に関する協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する、第一波の終息と第二波発生の可能性等の情報提供 ・情報提供のあり方の評価・見直し ・第二波に備えた、県や関係機関等との情報共有体制の維持 ・状況に応じた相談窓口の体制縮小
(3) まん延防止に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染対策の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・市公式ホームページや電子メール等を通じた基本的な感染対策の普及促進 	<p>(県内未発生期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設等への感染対策強化要請に関する協力 <p>(県内発生早期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民、福祉施設等に対する基本的な感染対策の勧奨に関する協力 ・学校等における臨時休業要請に関する協力 ・公共交通機関等に対しての適切な感染対策の要請に関する協力 	<p>(県内発生早期～県内感染期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内発生早期の県内発生早期と同様の対応の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二波に備えた基本的な感染対策の実践促進
(4) 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ○特定接種 ・接種体制の構築 ○住民接種 ・接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定接種 ・新型インフルエンザ等の対策等に従事する地方公務員に対する特定接種の実施 ・国・県と連携した登録事業者に対する特定接種の実施に関する協力 ○住民接種 ・具体的な接種体制構築の準備 	<p>(県内発生早期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民接種 ・予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の開始 <p>《緊急事態宣言がされている場合の措置》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特措法第46条の規定に基づく、予防接種法第6条第1項に規定する臨時接種の実施 	<p>(県内発生早期～県内感染期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民接種 ・予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の推進 <p>《緊急事態宣言がされている場合の措置》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特措法第46条の規定に基づく、予防接種法第6条第1項に規定する臨時接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民接種 ・流行の第二波に備えた、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の継続 <p>《緊急事態宣言がされている場合の措置》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流行の第二波に備え、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時接種の実施

(添付2) 発生段階ごとの対策の概要2

未発生期	海外発生期	国内発生早期 (県内未発生期～県内発生早期)	国内感染期 (県内未発生期～県内発生早期～県内感染期)	小康期
<p>(5) 住民生活及び地域経済の安定確保</p> <p>○業務継続計画 ・業務継続計画の制定</p> <p>○要援護者支援 ・要援護者の把握</p> <p>○物資及び資材の備蓄 ・医薬品その他の物資及び資材の備蓄、施設の整備等</p> <p>○遺体の火葬・安置 ・火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討及び埋葬を円滑に行うための体制整備</p>	<p>○業務継続計画 ・県内発生時に備え、業務継続のための準備を開始</p> <p>○遺体の火葬・安置 ・火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備</p>	<p>(県内未発生期～県内発生早期)</p> <p>○業務継続計画 ・業務継続計画に基づき対応</p> <p>○要援護者支援 ・食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、要援護者に対する配布等を実施</p> <p>・新型インフルエンザに罹患した在宅療養患者について、要請があった場合、要援護者支援（見回り・食事の提供・医療機関への移送）を実施</p> <p>○遺体の火葬・安置 ・円滑な火葬が実施できるよう努めるとともに、臨時遺体安置所での遺体保存を適切に実施</p>	<p>(県内発生早期～県内感染期)</p> <p>○業務継続計画 ・業務継続計画に基づく対応を継続</p> <p>○要援護者支援 ・引き続き、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、要援護者に対する配布等を実施</p> <p>・新型インフルエンザに罹患した在宅療養患者について、引き続き、要請があった場合、要援護者支援（見回り・食事の提供・医療機関への移送）、自宅で死亡した患者への対応を実施</p> <p>○遺体の火葬・安置 ・死亡者の増加、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合等、直ちに臨時遺体安置所の確保等を実施</p> <p>・臨時遺体安置所の収容能力を超える事態となった場合、臨時遺体安置所の拡充を早急に措置</p>	<p>○業務継続計画 ・必要に応じ、業務継続計画に基づき対応</p> <p>○要援護者支援 ・新型インフルエンザに罹患した在宅療養患者について、引き続き、要請があった場合、要援護者支援（見回り・食事の提供・医療機関への移送）、自宅で死亡した患者への対応を実施</p>
		<p>《緊急事態宣言がされている場合の措置》</p> <p>○生活関連物資等の価格の安定等 ・生活関連物資等の価格安定等のため、調査・監視、関係事業者団体等に対する供給の確保等の要請を実施</p>	<p>《緊急事態宣言がされている場合の措置》</p> <p>○要援護者支援 ・在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を実施</p> <p>○遺体の火葬・安置 ・火葬炉を可能な限り稼働させるよう対応</p> <p>・一次的に遺体を安置する施設等を確保する旨、国からの要請を受けた場合の対応</p> <p>・国が埋葬及び火葬の手続きの特例を認めた場合には、これに基づいて対応</p> <p>○生活関連物資等の価格の安定等 ・生活関連物資等の価格安定等のため、調査・監視、関係事業者団体等に対する供給の確保等の要請を継続実施</p> <p>・生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがある場合、国・県と連携して適切な措置を実施</p> <p>・生活関連物資等の需給・価格動向等について、住民への迅速かつ適切な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口を充実</p>	<p>《緊急事態宣言がされている場合の措置》</p> <p>○新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等 ・国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止</p>